

大田区民プラザの特定天井改修その他工事による施設の供用停止について

1 背景・理由

大田区民プラザは、昭和62年11月に開館後、34年が経過し、これまでも計画的に改修・修繕工事を適時実施してきた。平成21年度は「大田区民プラザ劣化調査及び修繕計画」を策定、23年の東日本大震災での天井の落下被害を踏まえた25年の国の告示を経て、「区立施設における特定天井耐震化対策基本方針（平成29年11月17日付け29企整発第10434号区長決定）」において、特定天井耐震化対策を行うこととしている。

今般、特定天井改修工事にかかる基本設計委託のなかで、平成21年度に策定した修繕計画をもとに、老朽化に伴う不具合箇所についてあらためて調査を行った。その結果を受け、施設の機能性向上のための改修工事を合わせて実施する予定である。

なお、特定天井改修工事は長期間となることから、供用停止とする。

2 供用停止期間

令和5年3月1日から令和6年4月30日まで（予定）

※大ホールは休止の影響が大きいこと、また、1年前からの申込みが可能であることから、1年半前（令和3年8月1日）から利用者への周知を図っていく。

3 供用停止期間の周知方法

- (1) 大田区文化振興協会ホームページ
- (2) 区ホームページ
- (3) 大田区民プラザ施設内掲示板

4 その他

供用停止期間中のチケット販売及びその他の受付業務については、工事スケジュールなど具体的に決定次第、周知する。